平成二十年国土交通省告示第 号改正案新旧対照条文

法及び結果の判定基準並びに調査結果表を次のように定める。 う。) 第十二条第一項に規定する調査 (以下「定期調査」という。) 及 第二 (略) び同条第二項に規定する点検(以下「定期点検」という。)の項目、方 則」という。)第五条第二項及び第三項並びに第五条の二第三項の規定 に基づき、建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」とい 掲げる調査若しくは点検の項目、方法又は結果の判定基準について定 定行政庁が規則により施行規則第五条第二項又は第五条の二第三項に げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。 ただし、特 においては損傷、 第三項の規定に基づき、 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規 方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件 平成二十年国土交通省告示第 この告示は、 める場合を除く。) にあっては、当該規則の定めるところによるもの 点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定 める場合(調査若しくは点検の項目について削除し又は調査若しくは 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目 同表う欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表は欄に掲 定期調査及び定期点検は、 則 平成二十年四月一日から施行する。 腐食、 改 その他の劣化状況に係るものに限る。)に応 別表 | 欄に掲げる項目 (ただし、 施行規則第五条第二項及び第五条の一 正 号 (平成 案 年政令第 定期点検 号)(本則関係) 第二 第一 規定する調査(以下「定期調査」という。)の項目、 昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第十二条第一項に 定基準並びに調査結果表を次のように定める。 則」という。)第五条第二項及び第三項の規定に基づき、建築基準法 (並びに調査結果表を定める件 の定めるところによるものとする。 て、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあっては、 の項目について削除し又は調査の方法若しくは結果の判定基準につい げる調査の項目、方法又は結果の判定基準について定める場合 (調査 とする。ただし、 果が同表は欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定すること に掲げる項目に応じ、同表ろ欄に掲げる方法により実施し、その結 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号。 建築物の定期調査報告における調査の項目、 定期調査は、 (略) この告示は、 則 特定行政庁が規則により施行規則第五条第二項に掲 施行規則第五条第二項の規定に基づき、別表(ト) 平成二十年四月一日から施行する。 現 行 方法及び結果の判定基準 (傍線の部分は改正部分) 方法及び結果の判 以下「 当該規則